

## 文京区立小・中学校特別教室改修工事発注管理支援業務委託プロポーザル募集要項

### 1 募集目的及び事業概要

本区では、築30年以上が経過している文京区内の小・中学校における特別教室について、令和2年度に行った「文京区立小・中学校特別教室改修基礎調査その他業務委託」の結果を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの期間で特別教室改修を集中的に行う予定である。実施に当たっては、本区で直近に行った特別教室の改修工事等を参照し、基本方針を定めた上で、工期、工事費及び学校運営への影響等を総合的に判断して行っていく計画である。

文京区立小・中学校特別教室改修工事発注管理支援業務委託（以下「本委託」という。）は、本改修工事を計画的かつ効率的に実施するため、発注に向けた事業計画の検討及び事業者の選定の支援業務を行うコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）を委託するものである。本募集は、本区が求める意向等を十分に理解し、業務遂行に求められる技術的な観点や各分野における専門性の高い技術力を補完することで、当該改修工事に本区が求める要望等を余すことなく反映させるための技術力や豊富な経験を有する優れた事業者を選定するために実施するものであり、本要項は、その手続について必要な事項を定めるものである。

※ 本要項でのCM業務では、国土交通省「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」（令和2年9月）の表3-1「建築事業におけるCMの業務内容」に示された共通業務、基本計画・調査段階、設計段階、工事段階における業務を参考とする。

### 2 業務委託内容

仕様書（案）のとおり

※ 本業務の履行期間は、下記「4 契約期間」のとおり単年度としているが、本業務の履行状況及び履行成績を、区が総合的に評価した上で、令和6年度以降のCM委託業務について随意契約をする場合がある。ただし、令和6年度以降の契約を保証するものではないため、その旨留意すること。

#### 【令和6年度から令和9年度までの想定委託業務内容（参考）】

下記は現段階の想定である。

#### (1) 実施設計の内容確認

- ア 設計者等による調査や改修設計のマネジメント
- イ 実施設計図書の内容確認
- ウ 実施設計の内容が発注者の要求水準に見合ったものかの確認
- エ 実施設計における工事積算の妥当性の確認
- オ 各学校への改修内容についての説明及び調整支援

(2) 工事の内容確認

- ア 工事監理者及び工事受注者の履行報告の確認
- イ 追加工事等が発生した場合の設計変更内容等の妥当性の確認
- ウ 工事費の妥当性の確認
- エ 発注者による検査の支援

(3) 備品更新の検討

(4) 工事期間中の代替策の検討支援

(5) 発注者への技術的助言

(6) 打合せ等への参加

3 提案限度額

149,670,400円（税込み）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

4 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 申込書類提出時点で、対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 地方公共団体等が発注するCM業務のうち、基本計画・基本設計等いずれかの段階におけるCM業務を行った実績があること。
- (6) 本委託業務における技術上の管理及び統括を行う者として、日本コンストラクション・マネジメント協会（CMAJ）認定の「認定コンストラクション・マネジャー（CCMJ）」及び一級建築士の資格を有する者を配置すること。

なお、公共建築工事品質確保技術者の資格を有すると望ましい。

※ 提案時に「資格証の写し」及び「実績が確認できる書類の写し」を添付すること。

## 6 選定スケジュール

	事 項	日 程
1	提出書類の配布	令和4年12月12日（月）から 令和4年12月22日（木）午後5時まで
2	質問受付期間	令和4年12月12日（月）から 令和4年12月25日（日）午後5時まで
3	質問回答期限（中間締切受付分）	令和4年12月19日（月）
4	プロポーザル参加希望書提出期限	令和4年12月22日（木）午後5時まで
5	質問回答期限（中間締切以降受付分）	令和5年1月10日（火）
6	提出書類受付期間	令和5年1月11日（水）から 令和5年1月24日（火）午後5時まで
7	第一次審査（書類選考）	令和5年2月上旬（予定）
8	第一次審査結果通知	令和5年2月中旬（予定）
9	第二次審査（プレゼンテーション及び 質疑応答）	令和5年2月下旬（予定）
10	最終結果通知	令和5年3月中旬（予定）

## 7 提出書類の配布

### (1) 期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月22日（木）午後5時まで

### (2) 方法

区ホームページからダウンロードすること。

（すばやく検索メニュー（事業者の方へ）→事業者向けプロポーザル→文京区立小・中学校特別教室改修工事発注管理支援業務委託）

## 8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（別記様式第1号）を以下のとおり提出すること。プロポーザル参加希望書については、区ホームページからダウンロードすること。参加希望書は、窓口での配布は行わない。

なお、受付期間中に参加希望書を提出しなかった事業者は、理由のいかんを問わず、以降の 절차に参加することができない。

### (1) 受付期間

令和4年12月12日（月）午前9時から令和4年12月22日（木）午後5時まで

※ この期間以外に受信したものについては、理由のいかんを問わず受け付けない。

(2) 提出方法

提出先へ電子メールで提出すること。

なお、件名を「特別教室改修の工事発注に係るCM業務委託プロポーザル募集に関する参加希望書の送付」とすること。

※ 電子メールを送信する際は、必ず開封確認設定を行い、送信後確認の電話を文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当（03-5803-1296）まで行うこと。

※ 電話・郵送・窓口・FAXでは受け付けない。

(3) 提出先

電子メール：b701000●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換すること。

(4) その他

参加希望書を提出した事業者のうち、希望する業者については、令和2年度に発注者が実施した「文京区立小・中学校特別教室改修基礎調査「調査結果報告書」」を貸与する。受渡しは、DVD-Rでの直接の受渡しとなるため、希望する事業者は12/23（金）午後5時までに、文京区役所20階文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当に来所し、受領すること。

なお、受領に来る場合は、事前に文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当（03-5803-1296）まで電話をすること。

9 質問及び回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

なお、候補者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けない。

ただし、応募手続方法に関する質問を除く。

提出方法	質問書（別記様式第2号）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの場合は、件名を「特別教室改修の工事発注に係るCM業務委託プロポーザル募集に関する質問書の送付」とし、必ず開封確認設定を行うこと。あわせて、下記の担当部署まで電話で受信の確認をすること。 担当部署：文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当 電話番号：03-5803-1296 電子メール：b701000●city.bunkyo.lg.jp (注) ●を@に変換すること。
受付期間	令和4年12月12日（月）午前9時から 令和4年12月25日（日）午後5時まで
質問の回答方法	令和4年12月15日（木）午後5時までに受け付けた質問は、令和4年12月19日（月）までに、区のホームページにおいて回答を行う。ホームページで回答できなかった質問及び質問中間締切日以降に受け付けた質

	問については、令和5年1月10日（火）までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、電子メールで回答する。
--	--

## 10 応募方法

以下に記載のとおり、必要書類を提出すること。

なお、理由のいかんを問わず、受付期間中以外の必要書類の提出、差し替え及び再提出は認めない。また、書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

### (1) 受付期間

令和5年1月11日（水）午前9時から令和5年1月24日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

提出場所に持参すること（郵送は、不可とする。）。

### (3) 提出場所

文京シビックセンター20階 文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当

### (4) 提出書類

提出書類については、区ホームページからダウンロードすること。窓口では配布しない。提出書類に関しては、別紙「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」に基づき、まとめること。

NO.	書類名
	作成上の注意事項
1	参加申込書（別記様式第3号）
2	業務実施方針兼企画提案書（別記様式第4号）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 資料に関しては、20ページ以内でまとめること。</li> <li>※ 提案に当たっては、工事コストを低減させるよう留意したものとすること。</li> <li>※ 令和9年度までに本業務で対象とする教室の改修工事が完了するよう、計画すること。</li> <li>※ 令和6年度以降のコストについては、令和5年10月13日までに提出できるよう、計画すること。</li> </ul>
3	見積書（別記様式第5号）
	※ 代表者印を必ず押印すること。
4	学校施設における類似業務受託実績（別記様式第6号）
5	本業務を担当する職員の有する資格及び類似業務の経験等（別記様式第7号）
6	会社概要（任意様式）

## (5) 提出体裁

ア 提出部数は、参加申込書は1部、その他の書類は9部（正本1部、副本3部、選定用ファイル5部）とすること。

イ 提出書類については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 規格はA4判縦、両面印刷、文字の大きさは原則として10.5ポイント以上とし、通し番号を記載すること。

(イ) 上記の書類を1セットごとに、左つづりのA4判ファイルに記載の順番でつづること。

(ウ) インデックスを付けること。

(エ) 図表、イラスト、写真等を適宜使用し、見やすく分かりやすい体裁とすること。

ウ 調製方法については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。また、正本に添付する書類は、原本とすること。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。また、副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。ただし、添付する書類は、提案者を特定できる内容（社名、ロゴ等）を表示しないこと。また、パンフレット等事業者名の記載された書類は、当該部分を黒で塗抹すること。

エ 提出書類について、紙での提出のほか、各書類のデータをDVD-Rに格納し、表면에本プロポーザルの件名及び事業者名を明記し、提出すること。

## 11 選定方法及び結果通知

### (1) 第一次審査

参加資格を満たす事業者について、書類選考を行い、第二次審査を行う事業者を上位3者程度選定する。

### (2) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者について、提案内容に関するプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分程度）を行う。プレゼンテーションについては、本業務の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレゼンテーションに関しては、スクリーン、プロジェクター及び端末をこちらで用意するため、使用する場合は投影資料を事前に送付すること。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を提出すること。

### (3) 候補事業者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点が最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点が2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査と第二次審査の合計評価点が区の設定した基準点を下回った場合

は、順位にかかわらず、候補者として選定しないこととする。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査の選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、区ホームページで公表する。

12 情報公開

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

13 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別記様式第8号）を令和5年1月27日（金）午後5時までに参加申込書の提出先まで提出すること。

14 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。
- (6) 他の事業者等の応募を妨害した場合は、失格とする。
- (7) (1)及び(5)の場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

15 契約

区は、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となったと区が判断した場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

16 その他

- (1) 参加申込書等の作成、提出等、企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (4) 本件に係る予算が成立しない場合、区は、契約を締結しない又は解除することができ

る。なお、これに伴う提案者の損失について、区は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (5) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 17 事業担当

文京区教育委員会教育推進部学務課施設担当 担当：山本

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階

TEL 03(5803)1296

FAX 03(5803)1367

E-Mail b701000●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換し、ご使用ください。